

岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する役務の提供の適正な執行を確保するため、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づく、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する入札参加除外その他の措置について定めるものとする。

(入札参加除外事案の報告)

第2条 知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）は、有資格業者又はその代表者、代理人若しくは使用人（以下「有資格業者等」という。）が別表各号に掲げる入札参加除外事由（以下「入札参加除外事由」という。）に該当することを知ったときは、入札参加除外事案報告書（様式第1号）を作成し、業務種目の区分に応じ、審査要領別表の担当課の欄に掲げる課の課長（以下「担当課長」という。）に報告するものとする。

(入札参加除外の決定)

第3条 担当課長は、前条の規定による報告を受け、又は他の方法により得た情報により、有資格業者等が入札参加除外事由に該当することを知ったときは、速やかに岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付さなければならない。

2 審査委員会は、前項の規定により付議された入札参加除外事案について速やかに審議し、入札参加除外の可否及び別表各号に掲げる除外期間の範囲内においてその期間を決定するものとする。

3 前項の規定による入札参加除外の期間の始期は、その決定があった日の翌日とする。

(下請負人に対する入札参加除外)

第4条 前条第2項の規定により入札参加除外の決定を行う場合において、当該入札参加除外について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加除外の期間の範囲内で、入札参加除外の決定を併せて行うものとする。

(入札参加除外の期間の特例)

第5条 有資格業者等が一の事案により入札参加除外事由の二以上に該当したときは、当

該事由ごとに規定する期間の短期及び長期それぞれの最も長い期間をもって入札参加除外の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次のいずれかに該当する場合における入札参加除外の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。
 - 一 別表各号の入札参加除外事由に係る入札参加除外の期間中又は当該期間満了後1年を経過するまでの間に、同表各号の入札参加除外事由に該当する原因となる行為があったとき（次号に掲げる場合を除く。）。
 - 二 別表第9号から第15号までの入札参加除外事由に係る入札参加除外の期間中又は当該期間満了後3年を経過するまでの間に、同表第9号から第15号までの入札参加除外事由に該当する原因となる行為があったとき。
- 3 有資格業者について、情状酌量すべき特段の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による入札参加除外の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加除外の期間を当該短期の2分の1の期間（当該期間が1月未満となる場合は1月とする。）まで短縮することができる。
- 4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加除外の期間を定める必要があるときは、入札参加除外の期間を当該長期の2倍の期間（当該期間が36月を超えるときは36月とする。）まで延長することができる。
- 5 入札参加除外の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特段の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加除外の期間を変更することができる。
- 6 入札参加除外の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたとき（検察官が不起訴処分をしたときを含む。）は、当該有資格業者について入札参加除外を解除するものとする。

（入札参加除外の通知及び公表）

第6条 審査委員会の委員長は、第3条又は第4条の規定により入札参加除外の決定があったときは、遅滞なく、その旨を各契約担当者に通知するとともに、入札参加除外が決定された有資格業者に対し入札参加除外通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 審査委員会の委員長は、入札参加除外の決定があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を閲覧の方法又はインターネットにより、公表するものとする。なお、閲覧の方法による公表は、担当課に入札参加除外閲覧簿（様式第3号）を備えてこれを行う。
 - 一 入札参加除外が決定された有資格業者の商号、氏名（法人にあっては、代表者名）及び所在地
 - 二 入札参加除外の理由

三 入札参加除外期間

(除外措置の承継)

第7条 入札参加除外の措置を受けた有資格業者から、合併又は会社分割等に伴う営業譲渡等により、当該有資格者の業務を承継した者は、当該入札参加除外の措置を承継するものとする。

- 2 入札参加除外事由に該当する行為後に、有資格業者から、合併又は会社分割等に伴う営業譲渡等により当該行為を行った業務を承継した場合は、当該承継者に、入札参加除外の措置を行うものとする。

(入札までに入札参加除外を行った場合の措置)

第8条 契約担当者は、県が発注する役務の提供の契約に係る入札に参加する者として決定し、又は入札の指名を現に受けている有資格業者が、入札の執行日までに入札参加除外の措置を受けた場合には、当該有資格業者に対し、当該決定又は指名を取り消すものとする。

(契約の相手方の制限)

第9条 契約担当者は、入札参加除外の措置を受けた有資格業者を入札参加除外の期間中、県が発注する役務の提供の契約に係る入札に参加させてはならない。

- 2 契約担当者は、県が発注する役務の提供に係る随意契約においても入札参加除外の期間中の有資格業者を契約の相手方としてはならない。ただし、県が発注する役務の提供の契約（随意契約に限る。）が、次に該当する場合はこの限りでない。
 - 一 他の役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等排他的権利若しくは特殊な技術に係る役務の提供を受ける場合において、当該役務提供の相手方が特定されているとき。
 - 二 既に契約を締結した役務（以下「既契約役務」という。）につき、既契約役務に接続して提供を受ける同種の役務の調達をする場合であって、既契約役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
 - 三 県の委託に基づく試験研究の結果である役務の調達をする場合
 - 四 地域的条件その他の条件により他に役務の提供ができる者がいないなど、やむを得ない事情がある場合
- 3 前項の但し書きによろうとする場合は、契約担当者は、あらかじめ出納局長に協議するものとする。
- 4 当該有資格業者が、第6条第1項及び第2項の規定による入札参加除外の通知を受ける前に、県が発注する役務の提供に係る契約を締結していた場合における当該役務の提

供については、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

(下請等の禁止)

第 10 条 契約担当者は、県が締結した役務の提供に係る契約について、その目的を達成することができない場合を除き、入札参加除外の措置を受けた有資格業者が当該入札参加除外の期間中、当該役務の提供の全部若しくは一部の下請をし、又は再委託を受けることを認めないものとする。

2 前項において、下請等を認めようとする場合は、契約担当者は、あらかじめ出納局長に協議するものとする。

3 当該有資格業者が、第 6 条第 1 項の規定による入札参加除外の通知を受ける前に、県が発注する役務の提供の全部若しくは一部の下請をし、又は再委託を受けていた場合における当該役務の提供については、第 1 項の規定は適用しない。

(入札参加除外に至らない事由に関する措置)

第 11 条 審査委員会は、入札参加除外事由に該当する有資格業者等について、その内容が軽微なものであると認められるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことにより、入札参加除外に代えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 6 月 15 日から施行する。

別表

入 札 参 加 除 外 事 由	除 外 期 間
1 県が発注する役務の提供の実施に当たり、安全管理等の措置が不適切であったため ア 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 イ 役務の提供に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1 月以上 9 月以下 1 月以上 6 月以下
2 県内における役務の提供で県が発注するもの以外のものの実施に当たり、安全管理等の措置が不適切であったため ア 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与え、その社会的な影響が重大と認められるとき。 イ 役務の提供に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、その社会的な影響が重大と認められるとき。	1 月以上 6 月以下 1 月以上 3 月以下
3 県が発注する役務の提供の実施に当たり、 ア 責めに帰すべき事由により、契約の履行を遅延したとき。 イ 責めに帰すべき事由により、契約に違反し、県から契約を解除されたとき。 ウ 過失により、役務の提供を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。) エ アからウまでに定める場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 月以上 3 月以下 3 月以上 1 2 月以下 1 月以上 6 月以下 1 月以上 3 月以下
4 労働基準法(昭和 2 2 年法律第 4 9 号)その他の労働関係法令に違反したことにより、有資格者等が逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたとき。	1 月以上 6 月以下
5 県の入札参加資格を有する役務の提供に係る業務に関し、監督官庁から行政処分を受け、その社会的な影響が重大と認められるとき。	1 月以上 1 2 月以下

入 札 参 加 除 外 事 由	除 外 期 間
6 次のア、イ又はウに掲げる者が、本県職員に対する公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為等により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時役務の提供に係る契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	1 8 月以上 2 4 月以下 1 8 月以上 2 4 月以下 1 6 月以上 2 4 月以下
7 次のア、イ又はウに掲げる者が、その事務所が県内に所在する国及び地方公共団体等の職員に対して行った公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為等により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、その社会的な影響が重大と認められるとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	1 2 月以上 2 4 月以下 9 月以上 2 4 月以下 8 月以上 2 4 月以下
8 次のア、イ又はウに掲げる者が、公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為、詐欺、横領等反社会的行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、その社会的な影響が重大と認められるとき。（前 2 号による場合を除く。） ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	3 月以上 1 2 月以下 2 月以上 9 月以下 1 月以上 6 月以下

入札参加除外事由	除外期間
9 次のア、イ又はウに掲げる者が、本県職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	1 8 月以上 2 4 月以下 1 8 月以上 2 4 月以下 1 6 月以上 2 4 月以下
10 次のア、イ又はウに掲げる者が、その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	1 2 月以上 2 4 月以下 9 月以上 2 4 月以下 8 月以上 2 4 月以下
11 次のア、イ又はウに掲げる者が、その事務所が県外に所在する国及び他の地方公共団体等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	9 月以上 2 4 月以下 3 月以上 2 4 月以下 2 月以上 2 4 月以下
12 県が発注する契約に関し、代表役員等若しくは一般役員等（以下「役員等」という。）又は使用人が、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 8 月以上 2 4 月以下
13 その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する契約に関し、役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 2 月以上 2 4 月以下

入 札 参 加 除 外 事 由	除 外 期 間
14 その事務所が県外に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する契約に関し、役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	8 月以上 2 4 月以下
15 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、役務の提供の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 県が発注する契約の場合 イ その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する契約の場合 ウ その事務所が県外に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する契約の場合 エ アからウまでに定める場合のほか、独占禁止法に違反した場合	1 8 月以上 2 4 月以下 1 2 月以上 2 4 月以下 8 月以上 2 4 月以下 1 月以上 1 2 月以下
16 県が発注する役務の提供の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、当該契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 月以上 6 月以下
17 県が発注する役務の提供の実施に当たり、知り得た個人情報情報の漏えい、滅失又はき損があったとき又はその他の個人情報情報の管理が不適切であると認められるとき。	1 月以上 1 2 月以下

入 札 参 加 除 外 事 由	除 外 期 間
18 前各号に掲げる場合のほか、次のアからオまでに掲げる不正又は不誠実な行為をし、県が発注する役務の提供の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 県の入札において、公正な取引の秩序を乱したと認められる場合 イ 業務に関し、本県職員に対して威力的行為を行った場合 ウ 制止を無視して、県の執務室へ入室した場合 エ 県が発注する役務の提供の入札で落札した後、正当な理由なく、契約を辞退した場合 オ その他不正又は不誠実な行為を行い、その社会的な影響が重大と認められる場合	3 月 以 上 2 4 月 以 下 1 月 以 上 1 2 月 以 下 1 月 以 上 6 月 以 下 3 月 以 上 6 月 以 下 1 月 以 上 1 2 月 以 下

様式第 1 号（第 2 条関係）

入 札 参 加 除 外 事 案 報 告 書

報告者

商 号 等	
代 表 者 名	
所 在 地	
申 請 業 種	
事 件 発 覚 年 月 日	
事 案 の 概 要	
入 札 参 加 除 外 該 当 条 項	
報 告 者 の 意 見	

第 号
年 月 日

殿

岡山県役務の提供の契約に係る
入札参加除外等審査委員会委員長
岡 山 県 出 納 局 長 印

入 札 参 加 除 外 通 知 書

この度 において、貴 が は、県が発注する役務の
提供業務の受注者としての社会的期待及び責任に照らしてもあってはならないものであ
り、誠に遺憾であります。

よって、次のとおり入札参加除外の措置を行ったので通知します。

なお、今後は再度かかる事態が生じることのないよう十分注意してください。

記

1 入札参加除外の理由

2 入札参加除外の期間

様式第3号（第6条関係）

入 札 参 加 除 外 等 閱 覧 簿

(—)

商 号 等		
代 表 者 名		
所 在 地		
事 案 の 概 要		
該 当 条 項 入札参加除外等理由	第 号該当 ()	
入札参加除外 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (か月)	年 月 日決定